

世田谷区剣道連盟

級審査会実施にあたっての新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【受審にあたって】

- 1、以下に該当する者は受審できない。
 - (ア) 基礎疾患のある者
 - ・ 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。
 - ・ これらの者が理由あって受審する場合、主治医の承認を得るものとする。
 - (イ) 発熱のある者（個人差はあるが、一般的には37.5度以上ある者をいう）
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪のような症状がある者。その他体調がよくない者
 - (エ) 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
 - (オ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への、渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2、受審者は、受審日に自宅等で検温を行い、受審者確認票に、氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の体温を記録し、審査会場に持参する。
- 3、受審者は、面マスク及び家庭用マスクを持参する。
 - (ア) 実技審査時には面マスク、それ以外（実技審査,合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。
 - (イ) 面マスク、家庭用マスクを外した方は、団体名、氏名を書いたビニール袋に入れて自己管理する。

【入場にあたって】

- 1、受審者は、自宅と審査会場との往復の際には家庭用マスクを着用する。
- 2、受審者は世田谷区立砦中学校格技室への入場時、持参した受審者確認票を提示する。
 - (ア) 受審者確認票を持参しなかった者は、原則として入場させない。
 - (イ) 見学者、付き添い等は入場させない。（但し、5級から2級受審者の付添は1人まで可とする）
 - (ウ) 受審者は非接触型体温計で体温測定を受け37.5度以上ある者は、入場できない。
 - (エ) 受審者は、人と人の距離を最低1メートルを保つようにする。

【審査会場での留意事項】

- 1、受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低1メートル)を常に保つようにする。
- 2、受審者は、審査会場では、実技審査時(面マスク使用)を除いて、常に家庭用マスクを着用する。
- 3、受審者並びに関係者は、各所に設置してあるアルコール消毒液でこまめに手指を消毒する。
- 4、熱中症予防の為、水分補給用マイボトルを持参し、こまめに水分補給をする。
- 5、トイレはふたを閉めてから流す。
- 6、家庭マスク、面マスクは余分に持参する。